

山口県報

平成25年
3月26日
(火曜日)

目次

告示

救急病院でなくなった医療機関(地域医療推進室).....一

救急病院の認定(地域医療推進室).....一

保安林の指定(萩市)(森林整備課).....二

土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課).....二

通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路の指定(道路整備課).....三

通行する車両の高さの最高限度が四メートルである道路の指定(道路整備課).....三

萩都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....四

岩国都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....四

周南都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....五

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課).....五

公告

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....五

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....六

選管告示

直接請求に必要な有権者の数.....六

雑報

争議行為の通知.....七

山口県告示第百十八号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第



一項に規定する病院でなくなった。

平成二十五年三月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

名称 所在地
独立行政法人国立病院機構岩国医療 センター 岩国市黒磯町二丁目五番一号

山口県告示第百十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十五年三月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

名称 所在地
独立行政法人国立病院 機構岩国医療センター 岩国市愛宕町二丁目一番一号 平成二八、三、二二三

山口県告示第百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十五年三月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 保安林の所在場所

萩市大字明木字吹原九七六、字国木原一一一七、一一一八、一一一九の二、一一二〇の二、一一三二の二、字矢代与三ヶ浴三三六六の四、一一三六九、字矢代東ヶ輪三三六七の一、二三六八、二三七九、二三八一の一、二三八五、二三八七から三三九〇まで、字矢代二本木ノ浴三三七〇、三三七三、三三七四、三三七五の一、三三八三、三三八四、三三八四の二、字矢代二本木ノ浴口三三七五の二、字矢代田尻山三三九一から三三九三まで、字矢代滝ノ向三三九四から二四〇四まで、字矢代東側赤ナメラ二四〇二の一、二四〇二の四(次の図に示す部分に限る。)、二四〇二の五、二四〇二の六(次の図に示す部分に限る。)、二四〇二の七、二四〇二の八、二四〇二の一〇か

ら二四〇二の一三まで、二四〇二の一六から二四〇二の二〇まで、字矢代臺ノ浴口二四〇六、字矢代引明二四〇八、二四〇九の一、二四〇九の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百二十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十五年三月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 起業者の名称

下関市

二 事業の種類

下関市役所菊川総合支所整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分

下関市菊川町大字下岡枝字下高田及び字松原地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

下関市役所菊川総合支所整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第

三十一号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である下関市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、下関市の事務を円滑に処理するための庁舎を整備することにより地域住民の利便性の向上が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、利用者の利便性が高いこと、河川の氾濫による浸水被害の発生のおそれがないこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、下関市の事務を円滑に処理するための庁舎を整備することにより地域住民の利便性の向上を図るため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

下関市役所菊川総合支所

一 起業者の名称

下関市

二 事業の種類

下関市菊川体育館整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分

下関市菊川町大字下岡枝字下高田地内

(二) 使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

下関市菊川体育館整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第三十二号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である下関市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、スポーツ活動の拠点となる施設を整備することにより、地域住民の健康の増進及び体育の振興が図られることである。
イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。
ウ 本件事業の起業地は、利用者の利便性が高いこと、河川の氾濫による浸水被害の発生のおそれがないこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。
オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、スポーツ活動の拠点となる施設を整備することにより地域住民の健康の増進及び体育の振興を図るため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められる。
起業地を表示する図面の縦覧場所
下関市役所菊川総合支所

山口県告示第百二十一号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定によ

り、通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路を次のとおり指定する。

平成二十五年三月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	区 間	指定の期日
一般国道 四九〇号	美祿市美東町真名字田代台一九五一の一地先から 同市美東町給堂字北山九三三の一地先まで	平成二十五年四月 一日
山口宇部線道	同市朝田字上山手八二九の一地先から 同市佐山字傍示郷二四の一地先まで	
宮野大歳線道	同市朝田字三田地九〇二の一地先から 同市朝田字大田八八七の一地先まで	
山口市朝田字三田地九〇二の一地先から	同市朝田字大田八八七の一地先まで	
山口市朝田字大田八八七の一地先から	同市朝田字三田地九〇二の一地先まで	

山口県告示第百二十三号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四メートルである道路を次のとおり指定する。

平成二十五年三月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	区 間	指定の期日
一般国道 四三七号	岩国市玖珂町字下岩崎一三三八の一地先から 同市玖珂町字久重山九〇〇の一地先まで	平成二十五年四月 一日
四九〇号	宇部市常盤町二丁目七の二地先から 同市大字川上字上白石一三七の一地先まで	
山口宇部線道	美祿市美東町真名字田代台一九五一の一地先から 同市美東町給堂字北山九三三の一地先まで	
山口市朝田字上山手八二九の一地先から	同市朝田字三田地九〇二の一地先まで	
山口市朝田字三田地九〇二の一地先から	同市朝田字大田八八七の一地先まで	

平成十一年九月二十一日から平成三十年三月三十一日まで
四 事業地
岩国市牛野谷町二丁目及び平田四丁目

山口県告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 施行者の名称

光市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画公園事業五・五・一冠山総合公園

三 事業施行期間

平成元年一月十日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

光市光井三丁目及び大字室積村

山口県告示第百二十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十五年三月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 埋立区域（第一工区）

(一) 位置

萩市大島字川ノ上四〇九の一八地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から9の地点までを順次結んだ線、9の地点と10の地点を結ぶ平成二十二年秋分の満潮位（D・L・+〇・八三メートル）における公有水面とB防波堤との境界線及び1の地点と10の地点を結ぶ平成七年十一月十七日付け指令港湾第

五三三号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・L・+〇・九八メートル）に囲まれた区域

1の地点 大島C護岸東端部に設置した基準点（北緯三四度二九分二三・八二四秒

東経一三一度二四分三〇・八五六秒）から六八度一四分〇二秒三六八・二メートルの地点

2の地点 1の地点から二五七度二分三五秒二七・五一メートルの地点

3の地点 2の地点から一六七度〇六分二八秒二・六〇メートルの地点

4の地点 3の地点から二五七度〇五分五六秒二・六二メートルの地点

5の地点 4の地点から三四七度〇三分〇〇秒一四・五五メートルの地点

6の地点 5の地点から二五七度〇五分五四秒六七・七七メートルの地点

7の地点 6の地点から一六七度〇五分一・六〇メートルの地点

8の地点 7の地点から二五七度〇四分四〇秒二・三七メートルの地点

9の地点 8の地点から三四六度五〇分五一秒九・九五メートルの地点

10の地点 9の地点から七七度〇四分二一秒一〇〇・三三メートルの地点

(二) 面積

一、一・一三・七二平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成二十三年三月三十日 指令平二二港湾第七二八号

三 関係図書を閲覧できる市町

萩市

四 認可を受けた者

萩市大字江向五一〇番地

萩市

萩市長 野村 興兒

五 認可の年月日

平成二十五年三月十八日



(八五) 大規模小売店舗舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十五年三月二十六日から同年七月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市建設経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年三月二十六日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ドラッグコスモス美祢店
 所在地 美祢市大嶺町東分二二六七の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十五年十一月十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、六五四平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (一) 駐車場の収容台数
 六五台
 (二) 駐輪場の収容台数
 一〇台
 (三) 荷さばき施設の面積
 二七平方メートル
 (四) 廃棄物等の保管施設の容量
 九立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 氏 名 又 は 名 称 開店時刻 閉店時刻
 株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時
 (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで
(三) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十五年三月十一日

(八六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年十一月十三日山口県公告(五五一)に係る大規模小売店舗について次のとおり美祢市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年三月二十六日から同年四月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市建設経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年三月二十六日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグストアモリ美祢店
所在地 美祢市大嶺町東分二八七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



山口県選挙管理委員会告示第三十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と

を合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成二十五年三月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求 県の事務の執行に関する監査の請求 県議会の解散の請求	地方自治法第七十四条第一項 地方自治法第七十五条第一項 地方自治法第七十六条第一項	二二、八六八 二四九、一七〇
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求 県の教育委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	二四九、一七〇
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 五 熊毛郡選挙区 一五 下関市選挙区 七九 宇部市選挙区 七六 山口市選挙区 四七 萩市選挙区 二四 防府市選挙区 一六 萩市阿武郡選挙区 一 下松市選挙区 一 岩国市選挙区 一 光市選挙区 一 長門市選挙区 一 柳井市選挙区 一 美祢市選挙区 一 周南市選挙区 一 山陽小野田市選挙区 一

争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、サンデン交通労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十五年三月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 事件
 - (一) 賃金引上げの要求に関する件
 - (二) 一時金の要求に関する件
 - (三) 労働条件の改善の要求に関する件
 - (四) 諸手当の改善の要求に関する件
- 二 日時

平成二十五年三月二十六日以降本問題の解決に至るまでの期間
- 三 場所

サンデン交通株式会社においてサンデン交通労働組合に所属する組合員が従事する全職場
- 四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成二十五年三月二十六日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁